

カーンをめぐって — 初期中世アイルランドの教会法令と世俗社会 —

田付秋子

本報告では、7世紀末から9世紀前半にかけて、アイルランドで30数回の発布が年代記に記録されているカーンと呼ばれる一連の法令について、その政治的背景、実効性と社会への影響について考察した。

第1章では史料と研究史について論じた。カーンと呼ばれる法律文書は多数あるが、本報告のテーマはいわゆる教会カーンである。教会カーンは修道院または教会が起草発布に関わった制定法であり、多くの場合教会・修道院の守護聖人(創設聖人)の名前を冠し、発布には王権が関わり、またラテン語ではなく古アイルランド語で書かれている。現存するものは『アダムナーン法』と『主日の法』の二点のみで、このうち697年にバー教会会議で、アイオナ修道院長アダムナーンの主導で公布された『アダムナーン法』は最も古く、かつ有名なカーンである。『アダムナーン法』についてはこれまで主に教会史分野において取り上げられ、アイルランド教会史上の画期をなす法と評価されている。一方、カーン史料全体を扱った研究は少なく、王権論の一環として、また教会組織論のなかで取り上げられている。そこで本報告では、教会史的な視点と政治史的な視点を合わせて改めてカーンの政治的な意義を考察することを第一の目的とし、第2章で扱った。社会への影響については史料が非常に限られるが、古法との比較から新しい見解が見出せるものと考え、第3章において主に『アダムナーン法』と古法史料の比較考察を行った。

第2章ではまず、7世紀末から9世紀前半にかけてのアイルランドの政治動向の概略と地方ごとのカーン発布状況をまとめた。カーンの発布地域は年代を追って、アイルランド全土からイー・ネール王権の領域、コナハト、マンスターへと移っていったことが確認された。この地域的な推移には、アルギアラ王権の領域にあるアーマー教会(修道院)の他地域への進出が大きな要因となったことは明らかである。次いでカーン発布と王権の関係について検討した。まずカーン発布に際しては史料から判明する限り、教会会議よりも王会議やオイナハ(集会)の重要性が指摘でき、王権側にかなり主導権があったことが推測される。特に治世中に数多くのカーンを発布した王として、イー・ネール王ドヴナル・ミディとコナハト王ムルグス・マク・トマルタハの例を検討した。前者は教会・修道院との深いつながりがあり、後者はコナハトにおける支配権確立の過程で戦略的に(王の権威発揚、教会への報奨として)カーンを発布していた。次にカーン発布に際する教会側の意図を検討した。アイオナ修道院の『アダムナーン法』は1度しか再公布されておらず、その後同修道院は『コラムキル法』を出すようになった。これは『ア法』が、その画期性や教会による平和実現という当初の意図とは裏腹に、実施が必ずしもうまくいかなかったからと推測される。一方アーマーは『パトリック法』を他地域への進出、ひいては9世紀以降実現していった全アイルランドにおける首位権主張の手立てとして利用していた。教会や修道院はカーン発布に伴ない聖遺物巡回を行っていたが、そこには教会の権威高揚というメッセージが明白であるし、また8世紀には教会・修道院間の対立や戦争が頻発していた状況からも、カーンの発布には教会の勢力拡大という政治的な意図が込められていたと思われる。よく指摘されるようにカーンには教会に裁判収入をもたらす資源源という側面もあるが、カーンの意義はそれのみにとどまるものではない。

第3章ではまず、カーンの施行地域と法実施の仕組みについて検討した。当時の司教裁判権の領域が基本的にはトゥアスに一致したとされ、また法発布に王権の同意が必須事項であることから、法実施はトゥアス単位で行われたと思われる。裁判や罰金徴収の仕組みについて見ると、基本的には既存の教会・修道院の組織に依拠していること、しかし世俗の支配者や判決人の協力も想定していることから、施行範囲は個々の教会・修道院領にとどまらなかったと言える。次に『アダムナーン法』と古法の比較すると、『ア法』は基本的に古法の制度を採用しているが、同修道院による裁判の実施と罰金徴収、身分や性別によらない一律の罰金を課すなどの点で、在来法慣習や裁判権との摩擦が予想される。したがって『ア法』の社会への影響は大きいと予想されるが、しかし現実には同法の発布記録が2回しかないなどの理由から、実効性や影響については差し引いて考える必要がある。また、同一のカーンが同じ地域・同じ王の治世に数度発布されること、古法文書では古法とカーンの性格の違いが明白に認識され、また戦時などの王の臨時立法と類比されていることなどから、カーンは臨時的法として公布されていた可能性が指摘できる。以上から、カーンは王権側と教会側双方の政治的な利害の一致から8世紀に盛んに実施されたものと考えられる。『アダムナーン法』は教会による暴力の制限という倫理的な目的と、アイオナによる裁判と罰金収入の掌握という実質的な目的が前面に出ている。しかしその実効性は低かったと推測され、その後のカーンは主として権威発揚の道具として利用されていったものと考えられる。